

## 引越しに伴う届出は期限内に

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動する人は、期限内に届出が必要です。

	期限	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	届出人の本人確認書類、転出証明書(※)
転居届	転居をした日から14日以内	届出人の本人確認書類
転出届	転出予定日より前、又は転出をした日から14日以内	届出人の本人確認書類

※前住所地で、マイナンバーカードを利用して転出届をした場合は不要です。

### 届出の際の持ち物(お持ちの人)

マイナンバーカード(※)、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、介護保険受給資格証明書、こども医療費受給資格証、在留カード、特別永住者証明書など

※マイナンバーカードは、転入届を行うことなく転出予定日から30日経過したとき、実際に住み始めた日から14日を経過して届出をしたとき、住所が変わっても券面変更しなかったときなど、期限内に手続きしないと失効し、有料での再交付となる場合がありますので、ご注意ください。

### 届出・請求時の本人確認

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、転入等の届出、住民票や戸籍などの交付請求時には、届出書や請求書を持参した人の本人確認を行います。

受付時のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証などの提示にご協力ください。

### 「転出届」はマイナポータルから

3月は引越しの手続きが多く、市民課の窓口は大変混雑します。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、国内で引越しをする人は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届を提出できますので、ぜひご利用ください。なお、市民課での手続きは不要となりますが、各種手当を受給している場合など、市役所への来庁が必要となることがありますので、あらかじめ市HPをご確認ください。

市民課 ☎21-1402 ☎23-2234



市HP

## 固定資産税のお知らせ

### 令和6年度土地・家屋価格等の縦覧

土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地・家屋の価格を縦覧し、自己の土地・家屋の価格と比較することができます。

4月1日(月)～5月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

**縦覧できる人** 納税者、納税者の同居の親族、委任状を持参した代理人

マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証)

無料

### 固定資産税課税台帳の閲覧

所有資産に関する令和6年度の価格等の閲覧ができます。

4月1日(月)から(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

**閲覧できる人** 納税義務者、納税義務者の同居の親族、委任状を持参した代理人、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人など

マイナンバーカード、運転免許証などの身分証明書(法人の場合は、このほかに社員証。また、借地人、借家人、1月1日以後に所有者となった人の場合は、

このほかに賃借契約書や登記事項証明など)

閲覧1件200円(4月1日(月)～5月31日(金)は無料)

### 納税通知書の送付先

固定資産税の納税通知書は、原則として1月1日に所有者として登記されている人の住所、所在地へ毎年5月上旬に送付しています。

納税通知書を受領する人の住所が変更となる場合等は、課税課へ届出が必要です。

・市内に住民登録のない人が、法務局で住所変更の手続きをせずに引っ越し場合

・出国する場合

・住民登録地とは異なる場所へ送付を希望する場合

### 未登記家屋の届出

法務局に登録されていない家屋(未登記家屋)について、次の場合は届出が必要です。

・未登記家屋を新築・増築した場合や取り壊した場合  
・売買、相続、贈与などにより未登記家屋の所有者が変わった場合

### 共通事項

課税課 ☎21-1444 ☎23-2238

## こんなときは国民健康保険・国民年金の手続きが必要です

### 国民健康保険

加入の届出	必要なもの
・職場の健康保険を脱退したとき ・扶養から外れたとき	職場の健康保険を脱退した証明書
・転入してきたとき	転出証明書
・海外から転入してきたとき	パスポート(外国籍の人は在留カード)

脱退の届出	必要なもの
・職場の健康保険に加入したとき ・扶養認定をされたとき	国民健康保険と職場の両方の保険証
・転出するとき	保険証

※加入の届出の際、本人確認ができる場合は保険証を即日交付します。

※修学等で転出して、引き続き東松山市の国民健康保険を利用する場合は、届出が必要です。学生証をご用意のうえ、手続きをしてください。

※手続きは郵送でも行っていますので、ご利用ください。

### 国民年金

市役所又は年金事務所で届出	本人又は配偶者の勤務先で届出
・本人又は配偶者が退職したとき ・配偶者の扶養から外れたとき ・配偶者が65歳になったとき	・就職したとき ・配偶者の扶養となったとき ・配偶者の会社が変わったとき

年金手帳又は基礎年金番号通知書

川越年金事務所

☎049-242-2657 ☎049-245-8919

### 共通事項

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

保険年金課 ☎21-1434 ☎23-0076

## 市役所の組織が一部変わります

4月1日(月)から市役所の組織体制を一部改正します。令和6年度機構図は市HPから確認できます。

### 改正理由

- ・新たなごみ処理施設の整備等に向けた検討体制を整えるため
- ・コロナ禍で後退した市民活動に彩りを与え、こどもたちの豊かな感性と創造性を育む文化・芸術活動の推進体制を整えるため
- ・こども基本法等の関係法令を踏まえ、こども施策の総合的な推進体制を整えるため



市HP

新	旧
環境産業部 ― 廃棄物対策課 ↳ 新ごみ処理施設整備準備室 ↳ クリーンセンター	環境産業部 ― 廃棄物対策課 ↳ クリーンセンター
生涯学習部 ― 生涯学習課 ↳ 文化芸術推進室 ↳ 市立図書館 ↳ 高坂図書館 ↳ きらめき市民大学 ↳ 埋蔵文化財センター	生涯学習部 ― 生涯学習課 ↳ 市史編さん室 ↳ 市立図書館 ↳ 高坂図書館 ↳ きらめき市民大学 ↳ 埋蔵文化財センター
こども家庭部 ― こども支援課 ↳ こども家庭センター	子ども家庭部 ― 子育て支援課

政策推進課 ☎21-1411 ☎22-5516